

## 事業者の皆様への要請及びお願い (3(3)②関係)

該当する事業者の皆様にあっては、3(3)①のほか、以下の内容についてご協力をお願いします。

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

施設の種別（国の通知による区分）	措置区域（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市）	措置区域（千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、習志野市、市原市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市）以外の区域
「飲食店※ <sup>1</sup> 」「遊興施設※ <sup>2</sup> 」のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗	<p><b>法3 1条の6①</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>以下の要件を満たした店舗において、11時から19時まで、酒類の提供を（利用者による酒類の店内持ち込み含む。）を行うことができるところとする。           <ul style="list-style-type: none"> <li>下表1の○（「換気の徹底」「座席の間隔の確保（アクリル板等の設置）」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」）の遵守</li> <li>1グループは2人まで</li> <li>酒類提供する場合は入店から退店まで90分以内               <ul style="list-style-type: none"> <li>店舗入口及び店内に、「酒類を注文する場合は2人まで」「入店から退店までは90分以内」である旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場禁止や、90分を超えた方には退場を促してください。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>上記の要件を満たさない店舗にあっては、酒類の提供を行わない。</li> </ul> <p><b>法2 4条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店内での会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する</li> </ul>	<p><b>法2 4条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。</li> <li>飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の利用は自粛</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>店内での会話の声が大きくならないようBGMの音量を最小限にするなど工夫する</li> </ul>
施行令11条施設 (I) イベント関連施設等	<p>1000m<sup>2</sup>超え</p> <p><b>法2 4条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない（ただし、イベントの開催の場合は21時まで可）</li> <li>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあっては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）する場合は飲食店の取り扱いによる</li> </ul> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない（ただし、イベントの開催の場合は21時まで可）</li> <li>※ 映画館については、上映時間を含め21時までの営業時間とする</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあっては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）する場合は飲食店の取り扱いによる</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）</li> </ul>	<p>1000m<sup>2</sup>以下</p> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。</li> <li>人数制限は、5000人かつ大声での歓声、声援等が想定されるものにあっては、収容定員の50%以内</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）</li> </ul>
施行令11条施設 (II) イベントを開催する場合がある施設	<p>1000m<sup>2</sup>超え</p> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）</li> </ul>	
博物館、美術館など（図書館を除く）		
施行令11条施設 (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	<p><b>法2 4条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）する場合は飲食店の取り扱いによる</li> </ul> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）する場合は飲食店の取り扱いによる</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）</li> </ul>	<p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「21時から5時」は営業しない</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）は「11時から20時まで」とする。</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）</li> </ul>
物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、その他生活に欠くことができない物品の売り場を除く）、 運動施設又は遊技場の一部 マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く） サービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）	<p><b>法2 4条⑨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）する場合は飲食店の取り扱いによる</li> </ul> <p><b>お願い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「20時から5時」は営業しない</li> <li>下表1の感染防止対策の徹底</li> <li>酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）する場合は飲食店の取り扱いによる</li> <li>人数管理・人数制限等の入場整理（下表2参照）</li> </ul>	

施設の種別（国の通知による区分）	県内全域
上記以外の施行令 11 条施設 (I) 幼稚園、学校、保育所、介護老人保健施設等、大学等、自動車教習所、学習塾等	お願い 感染防止策の徹底、感染リスクの高い活動等を控えること
上記以外の施行令 11 条施設 (II) 図書館	お願い 感染防止策の徹底、入場者の整理等

※ 上記のほか、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底等、「3（3）事業者の皆様へ①」に記載されている事項を徹底してください。また、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するようお願いします。

※ 施行令 11 条施設（I）イベント関連施設等、（II）イベントを開催する場合がある施設で開催されるイベントについて、無観客で開催される場合は、営業時間の短縮要請の対象外とします。

※ 1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※ 2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

下表1 感染防止対策について（◎については、酒類提供の必須条件です。）

◎ 徹底した換気を行ってください。
※ 例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（1000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整してください。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もあります。
※ 機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を空けてください。
◎ 飲食をする場においては、全ての座席について「同一グループ内の人と人との間隔」及び「他のグループとのテーブル間の距離」を一定以上（目安1～2m）確保してください。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）を設置するなどの工夫をしてください。
※ 遮蔽板（アクリル板等）の設置：同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置。遮蔽板（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。
◎ 店舗入口や手洗い場所、席の近く等に、手指消毒用の消毒液を用意してください。また、従業員は来店者の入店時に、消毒液を使用するよう呼びかけをお願いします。
◎ 店舗入口及び店内に、「食事中以外のマスクの着用をお願いする」旨を掲示又は呼びかけを行ってください。
○ マスク着用のお願いについて、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
○ 店舗入口及び店内に、「発熱や咳などの異常が認められる場合は入場をお断りさせていただく」旨を掲示するとともに、正当な理由がなく応じない方の入場を禁止してください。すでに入場した方には退場を促してください。
○ 人と人が対面する場において、アクリル板など、会話により飛散する飛沫を遮ることができる板等を設置するか、相互の適切な距離を確保してください。
○ 従業員へ、保健所から行政検査を受けるよう指導等があった場合には、受検することを促していただくようお願いします。
○ 入場者が密集しないよう、入場者の整理及び誘導（人数管理・人数制限を含まない。）をお願いします。
○ 事業所の消毒をお願いします。

※ 協力金の申請要件として、「アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）」「手指消毒の徹底」「食事中以外のマスク着用の推奨」「換気の徹底」の4項目について、チェックリストを作成し保管をお願いします。

チェックリストは千葉県ホームページに掲載しています。

下表2 人数管理・人数制限等の例示

○ 施設全体での措置
・ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
・ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う
○ 売場別の措置
・ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
・ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
・ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する